

10月1日から医療証が更新されます

●申請・問合せ先 国保年金課医療・年金係 ☎72-2111内線422、423

市では、乳幼児・ひとり親家庭等・重度障害者医療対象者に医療費の助成を行っています。

毎年10月1日で医療証が更新されるため、今まで所得制限限度額超過で受給できなかった人も10月1日から対象となる場合があります。

助成の対象となるのは、申請月からですので、該当する場合は早めに申請してください。なお、各医療証は申請しなければ適用(交付)されません。詳しくはお問い合わせください。



乳 児 医 療 証	
有効期間	平成25年10月1日から平成26年9月30日まで
医療証番号	81400178
受給者番号	
居住地	小郡市
姓 名	
生年月日	年 月 日
一部自己負担金	大人 1月あたり6,000円(1歳未満は3,000円) ※1歳未満は1月あたり3,000円(1歳未満は1,500円)
発行機関	福岡県小郡市長
交付年月日	平成25年10月1日

色：ラベンダー

乳幼児医療費支給制度

- 対象
小学校就学前の児童
- 自己負担額
○通院 600円/月 ○入院 無料
※ただし、3歳未満は通院、入院ともに無料
- 所得制限
3歳～就学前児童は、児童手当に準拠
- 申請に必要なもの(①・②は全員、③は該当者のみ)
①乳幼児の健康保険証 ②印鑑(認印) ③平成24年中の所得額がわかるもの(今年1月2日以降に小郡市に転入した人)

親 医 療 証	
有効期間	平成25年10月1日から平成26年9月30日まで
医療証番号	90400177
受給者番号	
居住地	小郡市
姓 名	
生年月日	年 月 日
一部自己負担金	大人 1月あたり6,000円(1歳未満は3,000円) ※1歳未満は1月あたり3,000円(1歳未満は1,500円)
発行機関	福岡県小郡市長
交付年月日	平成25年10月1日

色：オレンジ

ひとり親家庭等医療費支給制度

- 対象
18歳未満の子を養育している母子家庭、父子家庭、養育者家庭
※母子家庭・父子家庭は離婚や死別だけでなく、配偶者に重度の障害がある場合や、生死不明、拘禁されている場合なども含みます。
- 自己負担額
○通院 800円/月(上限) ○入院 500円/日(月7日限度)
- 所得制限
児童扶養手当に準拠
- 申請に必要なもの(①～③は全員、④・⑤は該当者のみ)
①健康保険証(親・18歳未満の子) ②印鑑(認印) ③戸籍謄本 ④平成24年中の所得額がわかるもの(今年1月2日以降に小郡市に転入した人)
⑤児童扶養手当・遺族年金などの証書

障 害 者 医 療 証	
有効期間	平成25年10月1日から平成26年9月30日まで
医療証番号	80400179
受給者番号	
居住地	小郡市
姓 名	
生年月日	年 月 日
一部自己負担金	大人 1月あたり6,000円(1歳未満は3,000円) ※1歳未満は1月あたり3,000円(1歳未満は1,500円)
発行機関	福岡県小郡市長
交付年月日	平成25年10月1日

色：ブルー

※65歳以上はホワイト

重度障害者医療費支給制度

- 対象
身体障害者(身体障害者手帳1・2級)、知的障害者(IQ35以下)、重複障害者(身体障害者手帳3級を持ち、IQ50以下)、精神障害者(精神障害者福祉手帳1級)
- 自己負担額
○通院 500円/月(上限)
○入院 一般 500円/日(月20日限度)
非課税世帯 300円/日(月20日限度)
- 所得制限
特別障害者手当に準拠
- 申請に必要なもの(①～③は全員、④は該当者のみ)
①健康保険証 ②印鑑(認印) ③障害の程度を証明するもの ④平成24年中の所得額がわかるもの(今年1月2日以降に小郡市に転入した人)